

監査結果公表第19-14号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年12月3日

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	浜田澄子
同	内藤耕一

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成19年10月16日付け八議第455号（市議会事務局）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 議 第 4 5 5 号

平成19年10月16日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八尾市議会議長 小 林 貢

### 監査の結果に対する措置の通知について

平成19年4月26日付け監査報告第19-1号の、定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり  
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

市議会事務局総務課・議事課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
1. 文書事務について (1) 伺書において決裁日、施行日などの記入のないもの、鉛筆で記入されているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況   1. 措置済（平成19年5月31日） 伺書の決裁日及び施行日を記入するとともに、鉛筆で記入しているものについては改めました。
(2) 文書処理簿において、処理経過欄等が未記入なものや受発者印の漏れが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済（平成19年5月31日） 文書取扱規程を確認し、処理経過欄等の未記入部分については記入するとともに、受発者の押印をするなど、適正な事務処理を行うように改めました。
2. 契約事務について 随意契約において、適用条項が適当でないものや未記入なものが見受けられたので改められたい。	措置状況   1. 措置済（平成19年5月31日） 適用条項を確認し改めるとともに、未記入のものについては条項を確認の上、記入いたしました。